

求職者の皆様へ

事業所名 東海愛知経営支援協同組合 無料職業紹介所
届出番号 (23-特-000007)

○取扱職種の範囲等

- ・職種は全職種
- ・地域は国内及び中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、モンゴル国、フィリピン共和国、ネパール、タイ王国、モンゴル国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国
- ・職業紹介は、出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習に限る。
- ・求人者は会員に限る。

○手数料に関する事項

- ・手数料につきましては、一切徴収致しません。

○苦情の処理に関する事項

- ・求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応します。

苦情申出先：東海愛知経営支援協同組合 無料職業紹介所

職業紹介責任者：酒井友之

連絡先：0569-63-0064

○個人情報の取扱いに関する事項

当事業所の「個人情報適正管理規程」は次のとおりです。

- 第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、外国人技能実習事業部の職員の内、酒井友之、山下みどりとする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者酒井友之とする。
- 第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者酒井友之とする。

※ 職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。